地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第34号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則(昭和41年新潟県規則第83号)の一部を次のよう に改正する

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後 改 正 前

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 新潟県病院局組織規程(昭和36年新潟県病院局管理規程第3号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの(イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。)ア (略)
 - イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネ ージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、 経営課長、医事企画員、栄養課長、栄養課課 長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情 報調査部長、緩和ケアセンター長、がんゲノ ム医療センター長、科部長、中央放射線部長、 中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部 長、病理部長、がん予防総合センター長、診 療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床 検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテ ーション技師長、リハビリテーション副技師 長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護 副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰 副部長、救命救急センター長、救命救急セン ター副センター長、患者サポートセンター長、 患者サポートセン<u>ター副センター長</u>、循環器 病センター長、内視鏡センター長、消化器内 視鏡センター長、教育研修センター長、教育 研修センター副センター長、参与、参事及び 副参事

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条 第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりと する。

- (1) (略)
- (2) 新潟県病院局組織規程(昭和36年新潟県病院 局管理規程第3号)により病院局に置かれる職 のうち、次に掲げるもの(イに掲げる職にあつ ては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。) ア (略)
 - イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネ ージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、 経営課長、医事企画員、栄養課長、栄養課課 長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情 報調査部長、地域連携・相談支援センター長、 地域連携・相談支援センター副センター長、 緩和ケアセンター長、がんゲノム医療センタ 一長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡 部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部 長、がん予防総合センター長、診療放射線技 師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、 臨床検査副技師長、リハビリテーション技師 長、リハビリテーション副技師長、薬剤部長、 薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師 長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救 急センター長、救命救急センター副センター 長、地域連携センター長、地域連携室長、循 環器病センター長、内視鏡センター長、消化 器内視鏡センター長、教育研修センター長、 教育研修センター副センター長、参与、参事 及び副参事

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。